

資料3

男女共同参画会議基本問題専門調査会・ヒヤリング

2002年10月23日

東北大学大学院法学研究科教授 辻村みよ子

「東北大学男女共同参画推進のための取り組みについて」

- 1 背景・経緯 (参考資料1: 1・7頁)
- 2 東北大学の現状 (参考資料1: 8頁、参考資料2: 6～9頁)
- 3 東北大学男女共同参画委員会の活動・取り組み
(参考資料1: 9・10頁、参考資料2: 10～14頁)
- 4 同委員会「提言」および「東北大学宣言」の概要
(参考資料1, 参考資料2: 1～5頁)
- 5 具体的課題と取り組み
 - ① 男女共同参画実現のための研究・教育の促進 (ジェンダー学、奨励賞、自治体等との連携、インターネットスクール、教育開放講座など)
 - ② 学内の組織的対応 (全部局でワーキンググループ設置、広報活動促進、政策決定過程への女性の登用など)
 - ③ 人的構成改善のための積極的措置 (女性教官が少ない部局への支援など)
 - ④ 研究・教育・労働環境の整備、育児・介護支援 (学内保育園設置など)
 - ⑤ 人権侵害・性差別等に対する不服申し立て・救済制度の整備
 - ⑥ その他 (非常勤講師・職員問題など)
- 6 一般的・総合的課題
 - (1) 大学・教育機関における男女共同参画問題の意義と特性 (女性のチャレンジ支援との関係)
 - (2) ポジティブ・アクションの妥当範囲と有効性
 - (3) 全教育・研究機構との連携の課題 (日本学術会議、国大協、大学評価・学位授与機構、学術振興会、各学会、文部科学省等との連携の必要性)

以上

○参考資料

参考資料1 第1回東北大学男女共同参画シンポジウム

「学問・教育と男女共同参画」パンフレット

参考資料2 東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案 等

第1回 東北大学男女共同参画シンポジウム

学問・教育と男女共同参画

■ 男女共同参画推進のための東北大学宣言 ……………東北大学総長・阿部 博之

■ 東北大学男女共同参画委員会の活動報告

■ 基調講演

「学術の世界における男女共同参画」

「理工系分野における男女共同参画推進について」

■ パネルディスカッション

「研究・教育とジェンダー ～東北大学における男女共同参画の現状と課題」



大正2年、日本で初めて女子学生が帝国大学に入学を認められた。
写真は牧田らく、大正5年東北帝国大学理科大学数学科第3回卒業記念のもの。

日時 2002年**9月28**日(土) 午後1時～

場所 仙台国際センター・大ホール

主催 東北大学・東北大学男女共同参画委員会

ごあいさつ



総長 阿部 博之

本日、東北大学主催の「第1回東北大学男女共同参画シンポジウム：学問・教育と男女共同参画」を、皆様のご協力のもとで開催することができますことを嬉しく思います。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年5月には、国立大学協会が「国立大学における男女共同参画を推進するために－報告書－」を作成しました。

本学は、平成12年6月に男女共同参画推進の方針等の検討を「東北大学の在り方に関する検討委員会」に付託し、同委員会の報告に基づき、平成13年4月に「東北大学男女共同参画委員会」を設置いたしました。同委員会が、部局長や全教職員を対象としたアンケートを実施し、現状の調査、検証を行い、その結果をまとめた報告書「東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案」を平成14年4月の評議会で承認いたしました。

この委員会報告書には、男女共同参画関連分野の研究・教育の推進、男女共同参画推進のための不服申立制度、救済制度の確立、人的構成の是正、研究・労働環境の整備等、全部で13項目にわたる詳細な提案がなされています。その第1項目目に、本シンポジウムの開催が提案されています。それは、男女共同参画推進の基本理念の全学的コンセンサスの確立はもとより、本学が21世紀の男女共同参画を積極的に推進する大学であり、他の大学や社会全体における男女共同参画の推進に寄与するという強い意志を国内外に明確に示すことが最重要として位置付けたものであります。

周知のとおり、本学は、1913年(大正2年)に、全国に先駆けて女子学生に帝国大学の門戸を開いたという輝かしい伝統があり、「門戸開放」が開学の精神の一つであります。研究中心大学 research-intensive university を標榜する本学がこの伝統と精神を受け継ぎ、男女共同参画の側面においても全国をリードする立場に立てるよう、ここに改めて、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みの強い意志を表明し、今後の皆様のご支援・ご協力をお願いする次第です。

同時に、最良の基調講演者を得て開催されます本日のシンポジウムの成果が、全国の国立大学や教育・研究機関のみならず、わが国全体の男女共同参画社会促進に寄与できることを願ってやみません。

平成14年9月28日

プログラム

2002年9月28日(土曜日)

▶13:00～13:10

東北大学男女共同参画委員会の活動報告委員長 馬渡 尚憲(東北大学副総長)

▶13:10～14:30

基調講演

(放送大学教授)

原 ひろ子 (お茶の水女子大学名誉教授)

.....「学術の世界における男女共同参画」

小舘香椎子 (日本女子大学理学部教授)

.....「理工系分野における男女共同参画推進について—応用物理学会の取り組み」

▶14:30～14:40 休憩

▶14:40～16:10

パネルディスカッション

「研究・教育とジェンダー ～東北大学における男女共同参画の現状と課題」

パネリスト:

菊池 武尅 (東北大学大学院教育学研究科教授)

ジェレミー・シモンズ (東北大学大学院情報科学研究科助教授)

井口 泰孝 (東北大学大学院工学研究科教授)

山本 蒔子 (日本女医会理事)

鎌田 陽子 (東北大学研究協力部国際交流課長)

コーディネーター: 副委員長 辻村みよ子 (東北大学大学院法学研究科教授)

▶16:10～

男女共同参画推進のための東北大学宣言東北大学総長 阿部 博之

総合司会: 大隅 典子 (東北大学大学院医学系研究科教授)

基調講演



「学術の世界における男女共同参画」

原 ひろ子 先生
(お茶の水女子大学名誉教授)

① 現職および公職

放送大学教授(生活と福祉専攻)、日本学術会議第17期・18期第一会議員、
内閣府・男女共同参画会議議員など

② 専門領域

文化人類学、女性学/ジェンダー研究、生活研究

③ 主な著書

『ヘヤー・インディアンとその世界』(1989 平凡社)
『ジェンダー ライブラリ 関連社会科学2』(1994 新世社 共編著)
『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』(1996 新曜社 共編著)
『女性研究者のキャリア形成—研究環境調査のジェンダー分析から』(1999 勁草書房 編著)
『健康とジェンダー』(2000 明石書店 共編著)
『開発と健康—ジェンダーの視点から』(2001 有斐閣 共編著)
『ジェンダー、セックス、セクシュアリティをめぐって』『男女共同参画社会—キーワードはジェンダー』(2001 学術会議叢書3、日本学術協力財団 P11-20)

④ 講演要旨

大学をはじめ学術の世界における男女共同参画の状況がどのように推移してきているかを国際的・国内的に概観し、今後の課題について考えます。

学術の世界における男女共同参画の推進のためには、当面、大学、研究所などの教育研究機関のみならず、研究者の団体である諸学・協会における意識的な工夫が必要です。

東北帝国大学は1913年に女子学生、黒田チカ(東京女子高等師範学校助教授・化学)・牧田ラク(同・数学)・丹下ウメ(日本女子大学校助教授・化学)の入学を許可し、この3人が自然科学者として重要な研究と教育に貢献したことは日本の近代史における重要なエピソードであると考えます。「女性は男性より論理的思考力や科学的発想力に劣る」といった人びとの思い込み(ジェンダーバイアス)を乗り越えるには大学や学界の意識変革とともに、社会全般の認識が変わっていく方向への私たちの努力が求められます。

基調講演



「理工系分野における 男女共同参画推進について —応用物理学会の取り組み—」

小舘香椎子 先生
(日本女子大学理学部教授)

① 現職および公職

日本女子大学理学部教授、理学研究科委員長、応用物理学会評議員・男女共同参画委員会委員長、総務省電波管理審議会委員など

② 専門領域

情報光学 (マイクロオプティクスと光情報処理)、物理教育

③ 主な著書

『教養のコンピュータサイエンス』(シリーズ) (丸善株) 全7編
『例えばMS-DOS&Basic編、概論編、情報科学入門』(第2版)
『微小光学ハンドブック』: 分担執筆 (朝倉書店)
『光コンピューティング辞典』: 分担執筆 (朝倉書店) 他

④ 講演要旨

少子高齢化、価値観の多様化が進む社会を迎え、あらゆる分野への女性の参加、参画が求められていますが、理系研究分野では足踏みしているように見えますと言われています。(2001年6月、毎日新聞)。このような現状を踏まえ、この問題を学会員一人一人がしっかりとらえ、取り組んでいくことが重要と考え、応用物理学会の中に「男女共同参画委員会」を設立しました。全会員の実態調査のアンケートを行い、結果の分析・把握により、女性研究者・技術者の育成への積極的な関与など学会における男女共同参画のための具体的な活動を推進していくことを目指しています。

また、3月にユネスコ本部で開催されたIUPAP-WG "Women in Physics" (IUPAP: International Union of Pure and Applied Physics) の国際会議に日本物理学会と共に日本代表団を派遣し、国際的な主要課題の議論の結果の決議文を世界へ向けて発信しています。

このような応用物理学会の取り組みと、今後の課題について述べたいと思います。

パネリスト紹介

菊池 武剋 (東北大学大学院教育学研究科教授)

所 属：教育学研究科人間発達臨床科学講座

専門領域：生涯発達心理学、労働者相談センター長、子育て支援コーディネーター

著書など：『生徒理解の心理学』（福村出版）

『働くこと、楽しむこと』（日本文化科学社）

『子どもの職業認知』日本労働研究機構調査研究報告書 No.62, 総合プロジェクト

『サービス経済化の進展と雇用・就業構造の変化』197-259, 1995

『個人の歴史の中での集団帰属意識』日本労働研究機構調査研究報告書 No.104

『集団帰属意識の変化と職業生活』95-104, 1998

ジェレミー・シモンズ (東北大学大学院情報科学研究科助教授)

所 属：情報科学科メディア情報学分野メディア文化論講座

専門領域：知的財産を中心とした情報と法律、家族法

著書など：『The Use of Law in Japan』尚絅女学院短期大学研究報告第38号75-85, 1991年12月

『The Concept of the Family in Japanese Law』尚絅女学院短期大学研究報告第39号155-164, 1992年12月

『Squeezing Motherhood』言語と文化第7号(東北大学言語文化部)49-76, 1997年6月

井口 泰孝 (東北大学大学院工学研究科教授)

所 属：東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻 現代技術社会工学分野

専門領域：高温材料物理化学：Fe, Cu, Al, Si電子・医療材料, 高純度精製

産業創造工学：新産業創出, 技術移転, 特許, リエゾン

著書など：『Steelmaking Data Sourcebook』Gordon and Breach Science Publishers, 1998, (執筆担当部分) Part I, 5-34, 95-124, 189-192.

『Raman Spectroscopic Study on the Structure of Silicate Slag.』

Transactions of the Iron and Steel Institute of Japan, 20, 1980, 251

S.Kashio, Y.Iguchi, T.Goto, Y.Nishina and T.Fuwa

『高温熱量計による鉄合金の混合熱の測定』鉄と鋼, 67(7), 1981, 925-932, 井口泰孝, 戸崎泰之, 柿崎光雄, 不破 祐, 萬谷志郎

『熔融 CaO-SiO₂-Al₂O₃ 系スラグにおける水蒸気溶解度および溶解速度』鉄と鋼, 71(1), 1985, 55-62, 萬谷志郎, 井口泰孝, 永田俊介

『FES 用経皮的埋め込み電極の検討』電子通信学会, MBE86-45, 1986, 23-29, 半田康延, 星宮 望, 井口泰孝, 尾田 孝

山本 蒔子 (日本女医会理事)

所 属：森洋子クリニック、東北大学医学部 腎・高血圧・内分泌科(非常勤講師)

専門領域：予防医学、禁煙指導、甲状腺疾患専門医

著書など：『呼吸器疾患の治療と看護』工藤翔二編 禁煙指導の実際(南江堂), 38-41, 2002

『呼吸器疾患の最新の治療2001~2003』貫和敏博他編;禁煙指導の実際(南江堂), 423-425, 2001

『ニコチンの測定による正しい喫煙状況の把握』交通医学 54:142-146, 2000

『宮城県の小、中、高校における喫煙防止に関する調査』日本医事新報 3970:37-39, 2000

『鉄道従事員における喫煙対策』日本医師会雑誌 116:377-379,1996

鎌田 陽子 (東北大学研究協力部国際交流課長)

略 歴：平成 4年10月 国立婦人教育会館情報交流課専門職員

平成 8年 4月 宇宙科学研究所管理部研究協力課課長補佐

平成 8年 5月 宇宙科学研究所管理部国際調整課課長補佐

平成12年 7月 埼玉大学総務部国際交流課長

平成14年 4月 東北大学研究協力部国際交流課長

コーディネーター

辻村みよ子 (東北大学大学院法学研究科・教授)

所 属：法学研究科

専 門：憲法学、ジェンダー法学

著書など：『女性と人権』(日本評論社1997)

『市民主権の可能性—21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』(有信堂, 2002)

『ジェンダーと法』(共編著・岩波書店,1997)

『人権の普遍性と歴史性』(創文社,1992)

『女性の権利の歴史』(共著・岩波書店,1992) など



東北大学男女共同参画委員会活動報告

1.男女共同参画委員会について——設置の経緯

男女共同参画委員会委員長
副総長 馬渡 尚憲

平成13年4月から東北大学に「男女共同参画委員会」が設置され、東北大学における男女共同参画の推進に向けて、本格的な活動を開始いたしました。本学に男女共同参画推進のいわば「司令塔」ができたということでもあります。

本学は開学時には、「門戸開放」で傍系入学を許し、その中で女性の入学志願があったときも受験資格を認め我が国で初めて男女共学を実現しました。しかし、それから約90年東北大学の女性教員比率は国立大学で90位ということでもあります。

東北大学に、教員、院生・学生、職員に優秀な人材を集めるというのは、本学が国際水準の研究大学であり続ける上で基本方針でなければならないと思います。その際、女性は母数の大きさから言っても外国人とともにとりわけ重要です。

女性で能力のある人たちが、本学に院生・学生として入学したり、教員としてあるいは職員として職を得る上で、障害になっている要因はないか。形式より実質だと思えます。これを現教職員の意識、制度、諸条件・環境・設備等にわたって分析し、この障害を除去し、男女共同参画大学を実現する必要があります。これは、女性の権利の問題としてだけではなく、東北大学の研究教育の今後の充実のために是非必要なことだと思います。

本学で全学レベルの男女共同参画についての議論が始まったのは、平成10年度の「東北大学の在り方に関する検討委員会」の「研究教育等改革小委員会」においてでした。その時、委員が各部局の女性教官に意見も聞き、それを踏まえて議論しましたが、委員の間に一種のポジティブ・アクションをとる考えとレッセ・フェールの考えとがあり、結論には至りませんでした。

今回、「男女共同参画委員会」を設けるについては、国レベルの「男女共同参画社会基本法」の成立(平成11年6月)と国立大学協会ワーキング・グループの報告(平成12年5月)がきっかけになりました。阿部博之総長のプッシュも大きな要因になりました。「東北大学の在り方に関する検討委員会」の平成12年度付託検討事項に「男女共同参画について」が追加され、在り方委員会では、部会(菅井邦明教育学研究科長(当時))の検討を踏まえて検討し、在り方委員会の答申が評議会で承認された結果、本委員会が設置されました。

この委員会は、「男女共同参画を推進する」ことを目的にしています。その推進のために、現状を分析し、必要な措置を考え、これを働きかける本学常置の委員会であります。具体的には、①状況把握と自己評価報告書の作成(年1回)、②広報活動、③総長(全学)への措置の提案、④部局への調査(現状や取組策)、⑤ジェンダー学・教育の振興、⑥相談窓口の設置、等が任務であります。部局については、部局の実状を踏まえ、「数値目標等を含めた」中長期的目標と具体的取り組み策を検討していただくことになっております。委員は各部局から出していただくわけですが、全体の構成について男性・女性とも比率が3/10を下回らないように定められています。あわせて企画室に1名(才田いずみ教授)が加えられました。

発足した委員会は、辻村みよ子副委員長他の委員のご尽力もあり、部局長や教職員個人へのアンケート調査を行うことなど、活発な活動を開始しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 男女構成比

東北大学の教官、学生、職員の男女構成比について部局長アンケートを行い調査致しました。図1～図3は教官、学生、職員の男女構成です。図1より、教官の各職位の男女構成比については職位が上位であるほど女性の比率が減少している様子わかります。教官全体に関しては男性93.6%、女性6.4%で合計2,546名です。学生に関しては教官同様、学年が上がるほど女性の比率が小さくなりますが、外国人留学生に関しては女性の比率は高いことがわかります。学生全体に関しては男性78.8%、女性21.2%、合計17,182名で構成されています。職員男女構成比については職種によって女性の比率が大きく異なり、職員全体においては、男性、女性ほぼ50%で合計2,035名であります。また過去約10年の女性の教官および学生の比率の推移を図4に示します。10年前に比べると増加はしておりますが、現在定常状態と言えると考えられます。

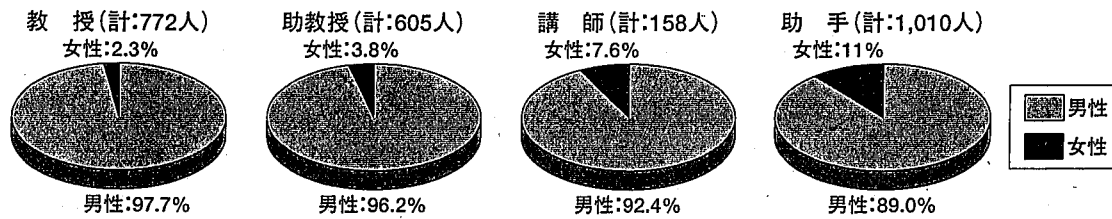


図1. 教官男女構成比 (平成14年6月1日)

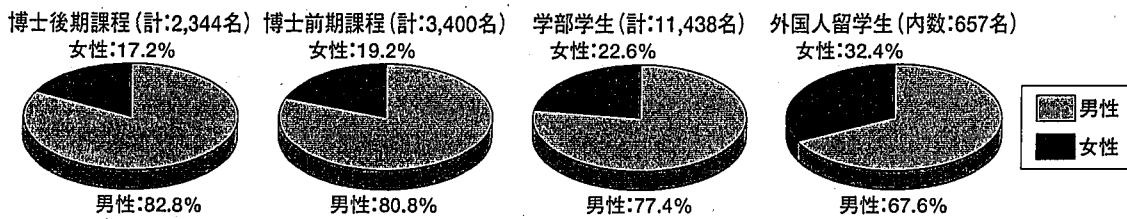


図2. 学生男女構成比 (平成13年7月1日)

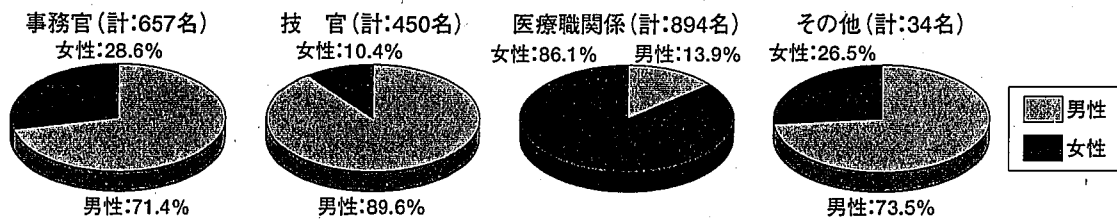


図3. 職員男女構成比 (平成13年7月1日)

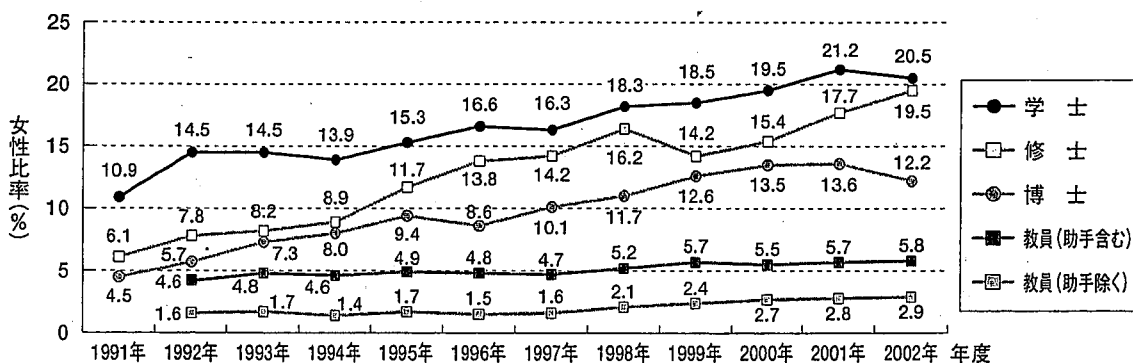


図4. 男女教官・学生(卒業生、修了者)推移

3.意識調査結果

2001年秋に東北大学全学教職員を対象としたアンケートを行いました。その結果の一部をここに記します。なお、アンケートにご協力の皆様に感謝いたします。

①男女共同参画という言葉聞いたことは？

「ある」：「ない」=6：4。

②バランスが悪いかどうかに対して

「ややバランスが悪い」および「バランスが非常に悪い」と回答した人はそれぞれ25%で合わせて50%。

③部局の男女構成改善に対して

改善できれば改善した方がよい52%、なんとしても改善すべき6.3%で合計60%近くが改善を望んでいる一方、改善しなくてもよいという回答が26%であり、できないという回答は5%。

④男女共同参画のプラス効果（回答上位3）

男女にとって働きやすい環境：約42%、若手職員・院生学生への目標：約20%、大学イメージの向上：14%

⑤男女共同参画のマイナス効果

特にマイナス効果無し53%。またこれに対し具体的なマイナス効果を選択したものとして「部局内意思決定の複雑化」：約10%、「労働・研究領域特質の喪失」：7%弱、「労働効率・研究教育レベルの低下」：7%弱

⑥女性教官採用基準（教官のみの回答）

- 回答したものの中では、強制・優先採用は認めない11.5%、水準同等の場合女性を優先採用11%。差が小さければ女性を採用は1%弱であり、実力による採用を望む傾向が強い。
- 男女別質問集計
男性回答1位「強制採用は認められない」18%、2位「水準同等なら女性を採用」約16%
女性回答1位「水準同等なら女性を採用」38%、2位「強制採用は認められない」24%。
- ③の質問でなんとしても改善すべきと回答した人は、その30%が女性優先採用を支持、一方改善しなくてもよいと回答した人は4.5%が女性優先採用支持。

⑦女性教官・主任以上の女性職員の理想数値

③の質問でなんとしても改善すべきと回答した人の中では理想数値を40～49%と回答する人が最も多く、他の人々では理想数値を30～39%位と回答する人が最も多かった。

⑧大学が取り組むべき課題を2択（回答が多かったもの）

「育児休業取得の徹底」約18%、「大学内保育園の設置」約17%、「昇格人事の仕組み」15%、「採用人事の仕組み」15%。

⑨出来る立場なら実行するもの

「研究・労働環境を女性に不利にならないように」32%、「女性採用・昇進・昇格の支援」13%弱、「能力同等なら女性優先採用」9%弱、「職場のセクシャルハラスメント防止」約8%

4.東北大学男女共同参画相談窓口について

東北大学男女共同参画委員会では、本学における男女共同参画を推進するための一環として、東北大学教職員を対象とした男女共同参画「相談窓口」を試行的に開設しております。この「相談窓口」は、本学においてどのような種類の問題が現実存在するかについて、教職員の生の声を聴き、問題の整理を行い、「相談窓口」のあり方を検討するために設けるものです。下記は、東北大学のホームページに掲載されております東北大学男女共同参画「相談窓口」開設の趣旨を抜粋したものです。

東北大学男女共同参画「相談窓口」開設の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、その背景には、これからは、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）に基づく差別すなわち性差別をしていたのでは、社会ひいては人類そのものの未来が無いという基本思想があると思われまます。

すなわち、難問山積の現代社会にあっては、男女が結束し、それぞれの得意分野を活かしながら、その解決に当たっていかねば、真の問題解決は得られないという考え方です。

東北大学男女共同参画「相談窓口」は、この思想の下に男女が力を合わせて、諸問題の解決に当たろうとする「証」としたいと考えます。

したがって、この「相談窓口」では、男女共同参画を阻害する本学における諸問題解決への道筋を共に考えますが、それのみにとどまらず、男女共同参画を推進するための前向きな提案や、互いのコミュニケーションの窓口としても機能するようにして行きたいと考えています。

詳細は <http://web.bureau.tohoku.ac.jp/danjyo/> にてご確認ください。

相談試行期間：平成14年1月下旬～平成14年9月30日

相談室：川内地区・保健管理センター 2階 学生相談所内

ご意見につきましては是非下記にお寄せ下さい。

danjyopr@bureau.tohoku.ac.jp

東北大学男女共同参画委員会（広報WG）

男女共同参画推進のための東北大学宣言

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「男女共同参画推進の世紀」でもある。1999年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた。男女共同参画社会の実現は、国、地方公共団体及び全国民に等しく課せられた責務であり、諸学の先端的研究と次世代を構築していく国民の教育を本分とする教育・研究機関が果たすべき役割は非常に大きい。とりわけ、世界をリードする研究中心大学 research-intensive universityとして人類の福祉と発展に寄与することを使命とする東北大学が、男女共同参画社会を実現するために担うべき責任は重いといわざるをえない。

周知のように、本学には、1913年に、日本で初めて女子学生に帝国大学の門戸を開いたという輝かしい歴史がある。本学は、この精神を伝統として受け継ぎ、男女共同参画を積極的に推進するため、平成13年4月に東北大学男女共同参画委員会を設置し、平成14年3月、全学的な実態調査の結果を踏まえた同委員会からの報告書「東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案」を評議会で承認した。

これをうけて、具体的な取り組みが開始されたところであるが、本学にはなお、人的構成上の男女格差の是正、労働環境の整備等の課題が山積している。このような現状を改善し、本学の男女共同参画を推進するとともに、社会全体における性差別の解消とジェンダー問題・人権問題の研究・教育・啓発のために、東北大学は今後、全学をあげて真摯な努力を続けなければならない。

大学における男女共同参画型の教育・研究活動の実践こそが21世紀の重要課題であることを十分に認識し、東北大学が全国の大学の前駆となるべく、率先して男女共同参画社会の実現のために積極的な取り組みを進めることを、ここに宣言し、東北大学の全構成員の共通目標として、以下のような方針を確認する。

- 1 東北大学は、総合的な知の拠点として、男女共同参画社会の実現に必要な諸分野の研究・教育を推進するため、「東北大学男女共同参画奨励賞」(通称:沢柳賞)を創設する。また、社会に開かれた大学として、国・地方公共団体や民間の諸機関との協同・連携を図り、ジェンダー学の普及、性差に由来する人権問題の解決等に対して、積極的に寄与する。
- 2 東北大学は、すべての活動領域における男女共同参画を実現するため、教職員・大学院生等の人的構成における男女格差の是正、方針決定機関への男女共同参画の推進、研究・労働環境の改善、育児・介護における性別役割分業の改善と両立支援体制の確立等、効果的かつ具体的な措置を講じる。
- 3 東北大学は、性別に由来する人権侵害や性差別を撤廃するための措置をとるとともに、男女共同参画推進のための不服申立制度と救済制度を整備する。

平成14年9月28日

東北大学総長 阿部博之
東北大学男女共同参画委員会

(通称の「沢柳賞」は、大正2年日本で初めて東北帝国大学に女子の入学を認めた際に総長であった沢柳政太郎氏に由来する。)

参考資料2

- ・東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案…………… 1～5
 - ・東北大学男女共同参画委員会報告(平成 13 年度)東北大学男女共同参画委員会
- ・教職員の人的構成…………… 6～8
- ・部局別職種別女性教官比率……………9
- ・平成 13 年度東北大学男女共同参画委員会の活動……………10～14
- ・東北大学男女共同参画委員会規程、委員会名簿……………15～16
- ・東北大学機構図……………17

東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案

——東北大学男女共同参画委員会報告（平成13年度）

東北大学男女共同参画委員会

東北大学男女共同参画委員会規程（平成13年4月1日施行）に基づいて設置された東北大学男女共同参画委員会（以下、「本委員会」という）では、平成13年度中に、本学における男女共同参画の現状を分析し評価するため、部局長および全教職員を対象としたアンケート調査を実施した。また、男女共同参画推進のための広報活動の一環として、本委員会のホームページを立ち上げるとともに、相談窓口を試行的に開設して具体的な問題解決にむけた取組みを開始した。

本委員会では、これらの活動によって得られた結果をもとに本学の男女共同参画の現状と課題を検討し、その分析結果をふまえて、今後の方針ならびに具体的措置について、以下のような「東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案」を行うものである（Ⅰ「方針の提案」、Ⅱ「分析結果および提案趣旨」。なお、本委員会の活動記録および調査結果については、「参考資料」を参照されたい）。

本報告書は、評議会議長・東北大学総長に提出して、本学における男女共同参画推進の具体的方策の提案として評議会において検討頂くように依頼するとともに、その結果がやがては広く学内外に公表されることを目的としている。東北大学は我が国で男女共学を最初に実現した大学でありながら、現在男女共同参画では最も進んでいない国立大学の中に入っている。男女共同参画型の教育・研究等活動の実践は、東北大学の将来を決定する最も重要な課題の1つであり、東北大学において、男女が対等な構成員としてあらゆる活動に平等に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会を形成するために、この提案内容が検討され、実行されるとともに、時宜に応じて更新され、今後東北大学において男女共同参画が進んでゆくことを期待したい。

Ⅰ 方針の提案

1. 全学的アピールの採択と部局ワーキンググループ等の設置

(1) 東北大学における男女共同参画推進については、今日までの取組みによって一定の成果が認められる反面、その基本理念・目的の理解と施策に関して、全学的なコンセンサスが十分に確立されているとはいえない状況が認められる。そこで、本学における男女共同参画推進の理念と目的を今後一層明らかにし、全学的なコンセンサスを確立するため、本委員会はもとより、すべての部局でこの問題に対する取組みを強化することが必要である。さらに、本学が21世紀の男女共同参画課題を積極的に推進する大学であることを国内外にアピールするため、「東北大学男女共同参画推進宣言」等の意思表明を行うなど、男女共同参画推進の目標と施策を明らかにすることが望まれる。

（「東北大学男女共同参画推進宣言」案を本委員会で作成し評議会に報告したのち、平成14年9月に予定されている本委員会主催の全学的シンポジウムで採択・公表することが望ましい。）

- (2) 本学における男女共同参画推進の理念と目的についての全学的なコンセンサスを確立し、有効な施策を一層推進するため、各部局ごとに、男女共同参画ワーキンググループ等を設置して各部局における男女共同参画の現状と具体的取組み・課題について継続的・組織的に検討する。

2. ジェンダー学講座・科目の設置と広報活動の拡充

- (1) 東北大学全学教育の正規の科目として、ジェンダー学等の男女共同参画関連分野の科目を複数開講し、専任担当者を採用するなどの措置をとることが急務である。
- (2) 男女共同参画委員会主催の講演会・シンポジウムを毎年1-2回、全学教育審議会主催の講演会・シンポジウムならびに各部局主催の講演会・勉強会等を開催することが望ましく、そのために特別の予算措置が必要である。
- (3) 日本および東北地方における男女共同参画社会形成のために大学が積極的役割を担う必要から、男女共同参画関連の研究を積極的に推進することが急務となる。そのために、全学規模の研究補助・懸賞論文制度の導入、ポジティブ・アクション等に関連する研究・調査のための海外視察・調査研究プロジェクトの設立等の取組みを行うこと、そのための特別の予算措置をとることが必要である。また、この問題について、自治体や民間の研究所・企業、他大学の研究者等との学際的な共同研究を奨励・促進することも必要である。
- (4) 東北大学インターネット・スクール、学内外の広報誌、東北大学出版会等による出版活動ならびに、男女共同参画委員会ホームページ等のあらゆる機会を活用して、男女共同参画社会形成のために有効な研究成果の公表と広報・啓発活動を展開することが必要であり、そのための特別の予算措置をとることが求められる。

3. 東北大学の方針決定機関への女性教官の参画

- (1) 男女共同参画型大学の実現には、持続的な努力が必要である。東北大学の方針決定機関におけるジェンダー・バランスの確保を大学の最重要課題の1つとして位置づけ、学内のコンセンサスを得ながら、男女共同参画委員会からの提案等を受けて、部局長会議・評議会・教授会等で継続的に検討していくことが必要である。
- (2) 1名の女性教官枠を設けている企画室のように、本学の各審議機関や計画分析評価等を行う「室」等に女性教官枠を設けて女性教官を登用することを検討するほか、新たな審議機関等の設置等の際には、この点を考慮することが望ましい。

4. 東北大学教官の人的構成の改善

- (1) 東北大学教官の人的構成における男女共同参画の促進、ジェンダー・バランスの改善が本学全体の最重要課題の1つであることから、この目標達成に向けて最大限の努力をすることが求められる。そのため、教官採用における性差別の撤廃と手続きの公明・公正さの確保を徹底することが急務であり、公募システム等の確立をめざすことが課題となる。
- (2) 女性教官の比率についての数値目標を各部局の実状を踏まえて検討し、これに向かって努めることが、「東北大学の在り方に関する検討委員会」（平成13年1月）報告書で

定められている。上記提案1のように部局ワーキンググループ等を設置した場合には、この点をふまえて、各部局において共同参画の障害となっている条件を分析するほか、部局における数値目標について、その是非や時期・期間等を含めて検討する。その際、諸外国の取組み等の調査結果を参考にし、優秀な女性研究者を育成し、採用するための具体的条件についても検討することが有効である。

- (3) とくに女性教官の少ない部局においては、その現状と原因の分析に基づいて、今後の具体的施策を明らかにし、積極的に改善する措置を検討することが必要である。(次項参照)

5. とくに女性教官が少ない分野での男女共同参画の推進

- (1) 理工学系その他、教官の人的構成においてジェンダー・バランスの改善をとくに要する部局においては、部局内の男女共同参画ワーキンググループ等において、部局および研究分野の特徴をふまえつつ、現状と原因の分析を行い、その結果を本委員会に提出することが望ましい。(その期限等については、別途検討する。)本委員会はその結果をとりまとめ、部局長会議等に報告する。
- (2) 教官採用における性差別あるいは性差に基づく不公正な取扱いの有無について、部局ごとに徹底的な検証を行い、結果を本委員会に報告する。
- (3) 本委員会は、(2)の結果をとりまとめ、各部局の教官採用の手続きについて性差に対し公正の確保が徹底されているかを調査するとともに、公募システムの採用の現状についても調査し、改善の方策を含めて結果を部局長会議に報告する。なお、外国人に対して開かれた人事を行うことも、外国人女性教官への道を広げる上で重要である。
- (4) 教官人事において、とくにポジティブ・アクション等の積極的改善措置を検討する必要がある部局については、本委員会の提案に基づいて、数値目標を含めた具体的措置について検討する。その結果を男女共同参画委員会に報告する。

6. 研究・教育における男女共同参画実現のための環境整備

- (1) 研究者の業績評価、昇進、その他の処遇に関して性別に基づく差別的な慣行がないかどうかをたえず点検し、改善するとともに、女性研究者の研究環境の改善等に関する意志決定過程での男女共同参画を実施することが必要である。
- (2) 学内外で実施される共同プロジェクトや研究者交流における男女共同参画を実現するため、女性研究者の参加を積極的に促進し、バランスのとれた性別構成への配慮を行うことが求められる。
- (3) 研究費の配分、国内外留学の機会と費用配分の面で女性研究者が不利にならないよう配慮しとりわけ若手研究者の研究面での男女共同参画をめざすことが重要である。
- (4) 助手については女性が東北大学では平成13年7月現在で113人(10.6%)であり、教授16人(2.1%)、助教授18人(3.0%)、講師17人(11.0%)に比べ比較的多い。しかし、国立大学協会報告書が指摘するように、女性の場合は、助手に長年据え置かれたり、事務・雑務担当とされることもあるため、その実態を調査するとともに、若手女性研究者の成長が阻害されることのないよう、勤務内容、プロジェクトへの参加の機会の分担、研修の機会、研究発表の機会等の面で配慮が必要である。
- (5) 学内における設備を改善して男女共同参画にみあう教育・研究環境を完備するとともに、

設備の改善（女性用トイレの増設、更衣室の整備等）を早急に実現しなければならない。

- (6) 教員のための、子育て支援体制の確立、男性の育児休暇制度の活用促進、産休・育休中の研究補助体制、介護休暇制度等の確立をめざすことが急務である。
- (7) 大学院生等の研究者育成過程において、性別に由来する差別的取扱いを撤廃するとともに女子学生・女子院生が性別に基づいて不利な扱いがないように徹底しなければならない。

7. 職員等の雇用・昇進面での平等実現と労働環境の整備

- (1) 全職員の雇用、業績評価、昇進、その他処遇に関して性別に由来する差別的取扱いがないかどうかをたえず点検し、不平等な点があれば早急に改善しなければならない。
- (2) 職員等の諸手当の支給、宿舍入居、残業、業務形態、慣行（お茶だし、コピーとり等）その他の処遇の面で、女性職員に対し不利な扱いをしたり、あるいは性別に基づいて役割を固定化していないか点検し、差別的な制度や慣行があればこれを撤廃しなければならない。
- (3) 方針決定過程における男女共同参画を推進するため、技術専門職員・事務系職員における女性の登用・昇進を積極的に行い、女性の能力が十分発揮できるような機構・環境を整備することが求められる。
- (4) 学内における設備を改善して男女共同参画にみあう労働環境を整備するとともに、職員用設備の改善（女性用トイレの増設、更衣室の整備等）を早急に実現しなければならない。
- (5) 職業生活と家庭生活との両立に必要な労働時間の短縮や、ワーク・シェアリング、在宅勤務制度、などの導入について、長期的展望のもとで検討を行い、積極的な改善措置を取ることが必要である。
- (6) 職員のための、子育て支援体制、男性の育児休暇制度の活用促進、産休・育休中の研究補助体制、介護制度の導入について、長期的展望のもとで検討し、制度の確立をめざすとともに、これらの制度の活用が一部の職員等に不利な処遇をもたらさないように注意すべきである。

8. 育児および介護における性別役割分業の改善と両立支援策

- (1) アンケート結果において、学内保育園の設置希望が圧倒的に多いことをふまえて、具体的な調査・検討を開始し、早急に対応すべきである。アンケート結果では星陵地区の希望が多いが、青葉山・川内等の地理的状況を考慮した対応が望まれる。
- (2) 子育て支援体制の確立にとっては、男性の育児休暇制度活用促進を中心とした育児休暇制度の運用システムの改善が求められる。アンケート結果ではこれについて1,000名以上の要望があることを重視すべきである。また、産休・育休中の臨時雇用等の補助体制を確立することが必要であり、これらを活用した教職員に不利益が生じないように配慮しなければならない。
- (3) 高齢化社会にあっては、今後介護休暇制度の活用は不可欠である。介護サービスの態様を検討し早急を実施するとともに、制度を活用した教職員に不利益が生じないように注意が必要である

- (4) 育児・介護、さらに病児看護のための休暇制度とともに、支援手当や支援金の一時貸与の制度を検討し可能な限りこれらの創設に努めるべきである。

9. 単身赴任者のための支援体制・環境整備の促進

- (1) 実質的に単身赴任や家族の分散等を余儀なくされている教職員について、宿舍入居、その他処遇の面で差別的な取扱いをしていないか点検し、生活環境・研究環境を改善するための具体的措置を講じることが望まれる。
- (2) 単身赴任者に対する手当の支給、有給休暇取得等の現状を点検し、柔軟な勤務形態に対応できるように、手当の取得条件等の改善をする必要がある。

10. 男女共同参画推進のための不服申立制度・救済制度等の整備

- (1) 大学における男女共同参画を推進するため、研究・教育・行政・人事等に関する不服を申し立てる制度、および問題解決にあたる恒常的な機関を設置すべきである。当面は、男女共同参画委員会が設置する相談窓口をそれにあてるが、将来的には、法的措置や強制措置をとれる機関を開設し、セクシャルハラスメントに関する相談窓口とも連携をとることが望ましい。
- (2) 教職員のみならず、学生・院生等についても、男女共同参画に関する相談を受け付ける窓口や意見箱、さらに日常的な調査・監督にあたるオンブズパーソン制度の設置についても、今後、検討すべきである。

11. 教職員の旧姓使用の拡大

- (1) 東北大学の男女共同参画を推進するため、旧姓使用者の便宜をはかり、婚姻による改姓が職業上、あるいは、研究・教育活動上の不利益にならないよう、必要な措置をとり、たえず、取扱いを見直すことが必要である。
- (2) 現行の旧姓使用要件および適用範囲についてその適否をたえず点検し、適用範囲の拡大を含めて必要な措置を検討すべきである。

12. 大学院生・学部学生の研究・勉学環境の改善

- (1) 東北大学の教育施設・厚生施設等のすべての施設・設備において、男女共同参画社会形成に適さない点がないかどうかを男女共同参画委員会のアンケート調査等により総点検し、女子学生・女子院生の増加に対応した諸設備・条件の改善をすべきである。
- (2) カリキュラムや演習教育場面等において性別に由来する差別的取扱いや慣行がないかを調査し、改善すべき点があれば、キャンパスが男女共同参画社会となるために必要なすべての措置を要する。

13. 非常勤講師の処遇と研究環境の改善

本学における非常勤講師の教育環境・雇用環境について、性別に由来する差別的取扱いや慣行がないかを調査し、改善すべき点があれば、男女共同参画の観点から必要な改善措置をとる。

I - 調査結果

1: 教職員の人的構成 (1) 教官

[単位:人]

質問項目: 1. -(1)-①③ 在職者数(教官)

調査対象年度	教授		計	助教授		計	講師		計	助手		計	教務職員		計	在職者計①		合計
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性	
集計用番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
平成9年5月1日	647	5	652	553	13	566	151	11	162	991	103	1,094	60	32	92	2,402	164	2,566
平成10年5月1日	676	7	683	532	16	548	155	12	167	962	111	1,073	59	30	89	2,384	176	2,560
平成11年5月1日	689	10	699	543	16	559	143	14	157	988	112	1,100	57	29	86	2,420	181	2,601
平成12年5月1日	696	12	708	537	17	554	145	15	160	978	108	1,086	51	27	78	2,407	179	2,586
平成13年5月1日	741	16	757	568	17	585	137	15	152	960	116	1,076	59	25	84	2,465	189	2,654
平成13年7月1日	749	16	765	575	18	593	137	17	154	953	113	1,066	58	25	83	2,472	189	2,661

非常勤講師		合計
男性	女性	
19	20	21
1,378	154	1,532
1,383	144	1,527
1,410	144	1,554
1,423	150	1,573
1,452	165	1,617
1,455	170	1,625

↓

男女構成(%)	
男性	女性
22	23
99.2	0.8
99.0	1.0
98.6	1.4
98.3	1.7
97.9	2.1
97.9	2.1

↓

男女構成(%)	
男性	女性
24	25
97.7	2.3
97.1	2.9
97.1	2.9
96.9	3.1
97.1	2.9
97.0	3.0

↓

男女構成(%)	
男性	女性
26	27
93.2	6.8
92.8	7.2
91.1	8.9
90.6	9.4
90.1	9.9
89.0	11.0

↓

男女構成(%)	
男性	女性
28	29
90.6	9.4
89.7	10.3
89.8	10.2
90.1	9.9
89.2	10.8
89.4	10.6

↓

男女構成(%)	
男性	女性
30	31
89.9	10.1
90.6	9.4
90.7	9.3
90.5	9.5
89.8	10.2
89.5	10.5

9
平成9年5月1日
平成10年5月1日
平成11年5月1日
平成12年5月1日
平成13年5月1日
平成13年7月1日

講師以上

	合計	男女構成(%)	
		男性	女性
	32	33	34
平成9年5月1日	1,380	97.9	2.1
平成10年5月1日	1,398	97.5	2.5
平成11年5月1日	1,415	97.2	2.8
平成12年5月1日	1,422	96.9	3.1
平成13年5月1日	1,494	96.8	3.2
平成13年7月1日	1,512	96.6	3.4

助手以上

	合計	男女構成(%)	
		男性	女性
	35	36	37
平成9年5月1日	2,474	94.7	5.3
平成10年5月1日	2,471	94.1	5.9
平成11年5月1日	2,515	94.0	6.0
平成12年5月1日	2,508	93.9	6.1
平成13年5月1日	2,570	93.6	6.4
平成13年7月1日	2,578	93.6	6.4

調査対象年度	退官・転出した教官											採用・転入した教官										
	教授		助教授		講師		助手		男女別計		計	教授		助教授		講師		助手		男女別計		計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
集計用番号	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
平成 8年度	40	1	48		24	2	169	14	281	17	298	26	2	44	1	12		185	21	267	24	291
平成 9年度	46		47		28		152	20	273	20	293	31		37	2	5		168	23	241	25	266
平成10年度	46	2	45	2	20		125	22	236	26	262	47	2	27	2	6		185	28	265	32	297
平成11年度	54		49	2	19	1	141	19	263	22	285	35	3	37	2	5	2	167	15	244	22	266
平成12年度	51	1	39	6	23	3	131	19	244	29	273	26	2	28		6	4	154	19	214	25	239

↓

男女構成(%)	
男性	女性
94.3	5.7
93.2	6.8
90.1	9.9
92.3	7.7
89.4	10.6

↓

男女構成(%)	
男性	女性
91.8	8.2
90.6	9.4
89.2	10.8
91.7	8.3
89.5	10.5

質問項目: 1. -(1)-⑤ 教官の異動-②

調査対象年度	定年退官予定教官数											教官採用予定数											
	教授		助教授		講師		助手		男女別計		計	教授		助教授		講師		助手		男女別計		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
集計用番号	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	
平成13年度	31		4		1	1	4	2	40	3	43	2	1	6	2				13	6	21	9	30
平成14年度	44		6	1	2		7	1	59	2	61	14		3					4	1	21	1	22
平成15年度	48		6		1		4	3	59	3	62	7							2	1	9	1	10
平成16年度	47		6		1		11	2	65	2	67	1		1					2	3	4	3	7
平成17年度	59	1	6				11		76	1	77	2							2	2	4	2	6

↓

男女構成(%)	
男性	女性
149	150
93.0	7.0
96.7	3.3
95.2	4.8
97.0	3.0
98.7	1.3

↓

男女構成(%)	
男性	女性
151	152
70.0	
95.5	
90.0	
57.1	
66.7	

部局別職種別女性教官比率調

H14. 6. 1現在

	総長		教授		助教授		講師		助手		男女別計		総合計	比率 (%)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男性比率	女性比率
総長	1										1		1	100	
文学研究科			46	2	14	1	4		22	5	86	8	94	91	9
教育学研究科			18	1	9	2	1	1	5	1	33	5	38	87	13
法学研究科			24	3	14	4	2		3	6	43	13	56	77	23
経済学研究科			35	1	13	1			4	6	52	8	60	87	13
理学研究科			93		80	1	8	1	95	1	276	3	279	99	1
医学系研究科			64	1	54	1	13		64	9	195	11	206	95	5
医病			2		12		47	2	160	15	221	17	238	93	7
歯学研究科			17		10		10		46	8	83	8	91	91	9
歯病					2	1	17	3	18	9	37	13	50	74	26
薬学研究科			14		12		4		17	4	47	4	51	92	8
工学研究科			131	1	105	3	25	2	146	10	407	16	423	96	4
農学研究科			40		32	1			33	4	105	5	110	95	5
農場			1		1				1		3		3	100	
国際文化研究科			27	3	23	3			3	2	53	8	61	87	13
情報科学研究科			34		26	1	6		26		92	1	93	99	1
生命科学研究科			26		23		1		12	5	62	5	67	93	7
教育情報学研究部			4		4				1		9		9	100	
シナジー			5		5				6	2	16	2	18	89	11
サイクロ			4		1				3		8		8	100	
遺伝子実験施設			1						1		2		2	100	
大教センター			2		2				4	2	8	2	10	80	20
留学生センター			4	1	4	1					8	2	10	80	20
学際セ			1								1		1	100	
東北アジア			13		8				5		26		26	100	
極低温センター			1		2				2		5		5	100	
総合学術博物館			2		3				2		7		7	100	
超臨界			3		2				3		8		8	100	
未来科学セ			10		1				1	1	12	1	13	92	8
アドミッション			2		1						3		3	100	
保健管理センタ			1		2				3		6		6	100	
金研			23		29		3		71	5	126	5	131	96	4
加齢研			14		13				19	1	46	1	47	98	2
流体研			15		11		2		15	2	43	2	45	96	4
通研			24		17				38		79		79	100	
多元研			41	2	36		3	1	68	1	148	4	152	97	3
医短大			12	3	11	3		2	2	12	25	20	45	56	44
合計	1		754	18	582	23	146	12	899	111	2382	164	2546	94	6

* 休職者24名を除く

1: 委員会活動 (平成13年度)

(1) 委員会開催日程および 主要議題

- | | |
|-------------------|--|
| 第1回 (平成13年6月18日) | ・ 本委員会設置の経緯 (報告)
・ 今後の取組みについて |
| 第2回 (平成13年7月4日) | ・ 実態調査について
・ 広報活動について
・ 相談窓口について
・ ワーキンググループの設置について |
| 第3回 (平成13年7月23日) | ・ 部局長アンケート (案) について
・ ホームページ、シンポジウムについて
・ 相談窓口について |
| 第4回 (平成13年9月17日) | ・ 部局アンケート結果について
・ 職員の旧姓使用について |
| 第5回 (平成13年10月22日) | ・ 部局長アンケート結果について
・ 教職員アンケート (案) について
・ ホームページ(案)について
・ 相談窓口について |
| 第6回 (平成13年11月26日) | ・ 部局長アンケート結果分析について
・ ホームページ開設の報告
・ 相談窓口について
・ 単身赴任状況調べについて |
| 第7回 (平成14年1月28日) | ・ 部局長アンケート結果分析について
・ 教職員アンケート結果について
・ シンポジウムについて
・ 旧姓使用について |
| 第8回 (平成14年2月21日) | ・ 平成13年度男女共同参画委員会報告書
について |
| 第9回 (平成14年3月6日) | ・ 平成13年度男女共同参画委員会報告書
について |

(2) 実態調査WG活動内容

7月4日 第2回男女共同参画委員会において、実態調査WG設置

- ・WGの所掌事項：男女共同参画に関する主要部局長および教官・職員の意識調査を平成13年度中に実施し、解析し、報告書にまとめる。

7月5日～7月13日

部局長アンケート質問項目について、メール上でWG委員間で協議し、原案を作成。

7月23日 第3回男女共同参画委員会において、WG作成の部局長アンケート

原案を提示。全委員で協議。最終案決定。対象部局選定。

7月下旬～9月12日

教官・職員個人アンケートの質問項目について、メールなどでWG委員間で協議し、原案作成に向けての作業継続。添え文作成の作業。

8月6日 31部局長あてに調査票送付。

9月10日 部局長アンケート回収終了。

9月17日 第4回男女共同参画委員会において、

- ・部局長アンケート回答の一部を報告。
- ・教官・職員個人アンケート質問表原案提示、協議。
- ・WGへの宿題：次回委員会までに、文章回答の数値化。
教官・職員個人アンケート質問表を修正。

9月18日～10月17日

- ・部局長アンケートについて：メール上でWG委員間で、部局長アンケートの文章回答を数値し、機構図分類にしたがって、傾向を検討。
解析文を作成。

- ・この間、教官・職員個人アンケートの質問項目について、9月17日開催の男女共同参画委員会での宿題とされた修正案作成に向けて、WG委員間で再度協議し、修正案を作成。

10月17日 第5回男女共同参画委員会において、

- ・部局長文章回答の数値化提示。
- ・教官・職員個人アンケート修正案提示。
- ・WGへの宿題：次回委員会までに、部局長アンケート回答の数値化を

機構図にしたがって分類し直す。

10月19日 教官・職員個人アンケート調査表発送。

11月16日 教官・職員個人アンケート調査表回収終了。

11月26日 第6回男女共同参画委員会において、
・教官・職員個人アンケートの解析方法について協議。
・WGへの宿題：次回委員会までに、機構図分類にしたがって比較し、
傾向を出す。

12月上旬 教官・職員個人アンケート集計作業開始。

12月30日 集計完了。

平成14年1月7日～1月23日

WGによる解析作業。中間報告としてまとめる。

1月28日 第7回男女共同参画委員会において、解析結果（中間報告）を提示。
・WGへの宿題：次回委員会までに、部局長アンケート回答解析と教官・
職員個人アンケート回答解析の修正版を提出し、さらに、提言に向け
てのまとめを提出。

1月29日～2月18日

WG全体の解析を微調整し、数値化等、修正・加筆作業。

2月21日 第8回男女共同参画委員会において、WG修正版を提示。

(3) 広報活動WG活動内容

基本的に広報活動WGは辻村（法）、村本（生命）、小松（歯）、田中（工）、大隅（医）の間でメールによる不定期な会議として行った。本年度の活動内容は以下の通りである。

(1) ホームページについて

・委員会設立経緯、基本法などについて以下のような内容について東北大学のホームページに掲載した。

①本委員会設置の経緯（総長の巻頭言含む）

②委員会規程・委員名

③基本法

④参考資料（2001年6月時点部局別男女比）

・相談窓口が試行的に開設されたことに伴い、相談窓口の主旨、相談のための手続きなどについて掲載した。

・シンポジウムの予定が決まったら、そのことをさらに掲載する予定である。

(2) シンポジウムの開催について

・委員の間で意見を提出し合い、本委員会での意見も踏まえて、以下のような基本方針で開催内容をさらに具体的に検討することになった。

・小規模もしくは中規模のものを学内講堂などにて7月初旬に開催する。

・男女共同参画についての理論的な問題を深めるものとして、法的側面、社会学的側面、教育学的側面等についての講演を、学内、もしくは必要であれば学外の関係者に依頼する。

・東北大学の各部局の女性男性教員によるパネルディスカッションを行う。

(3) ポスター・パンフレットなどについて

・1年目の調査WGの結果を基本法とともに載せた小冊子を作り、シンポジウムの折りに配布するとともに、学生や教官に配る。ポスターはシンポジウムのポスターによって兼ねる。

(4) 相談窓口等WG活動報告

相談窓口WGは、基本的にメールで審議を行った。

- (1) 第1回メール審議 7月9日
WGの名称、WGの目的、当面の具体的検討事項、相談窓口の設置形態及び所掌範囲等について検討した。
- (2) 第2回メール審議 9月9日
相談窓口の立ち上げについて問題の整理を行った
- (3) 第3回メール審議 9月28日
相談窓口の理念について審議するとともに、窓口開設に向けて問題の整理を引き続き行った。
- (4) 第4回メール審議 10月31日
東北大学のHPへの「相談窓口開設案内」文案について審議した。
- (5) 第5回メール審議 11月17日、23日
「相談窓口開設案内」について審議を継続した。
- (6) WG会議開催 11月26日 事務局第2会議室
同日行われた親委員会に提出するホームページへの「相談窓口開設案内」について審議した。
- (7) 第6回メール審議 12月25日
ホームページへの掲載文のほかに、相談ルールと、相談カルテについて審議を行った。
- (8) 第7回メール審議 1月18日
HP掲載文、ルール、カルテについて最終審議を行い確定した。
- (9) 相談員5人の意思統一を図るために相談窓口開設直前打ち合わせ会議を行った。
(1月18日、保健管理センターセミナー室)
- (10) 1月18日付けでHPに相談窓口開設の案内を公表し、予約申し込み受付を開始した。相談室の準備が整わないために、2月15日現在で受付は無い状態となっている。

平成十三年三月十九日
規 第 十 五 号

(設置)

第一条 東北大学(以下「本学」という。)に、本学における男女共同参画を推進するため、東北大学男女共同参画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 男女共同参画の現状の自己評価及びその公表に関する事項
- 二 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関する事項
- 三 その他男女共同参画に関する重要事項

(組織)

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務・企画担当の副総長
- 二 各研究科及び教育情報学研究部の教授、助教授又は講師 各一人
- 三 各附置研究所(東北アジア研究センターを含む。)の教授、助教授又は講師 三人
- 四 留学生センターの教授、助教授又は講師 一人
- 五 学生相談所の所長又は相談員 一人
- 六 総務部長

2 男女いずれか一方の委員の数は、当分の間、委員の総数の十分の三未満であつてはならない。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務・企画担当の副総長をもって充て、副委員長は委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第五条 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第六条 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(資料の提出その他の協力)

第七条 委員会は、その所掌事項を遂行するため必要があるときは、部局の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、部局の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、事務局総務部において処理する。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日規第二六号改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

東北大学男女共同参画委員会委員

副総長（総務・企画担当）		馬 渡 尚 憲
文学研究科	教授	鈴 木 淳 子
教育学研究科	教授	生 田 久美子
法学研究科	教授	辻 村 みよ子
経済学研究科	助教授	福 嶋 路
理学研究科	教授	藤 村 勇 一
医学系研究科	教授	大 隅 典 子
歯学研究科	教授	小 松 正 志
薬学研究科	助教授	関 政 幸
工学研究科	助教授	田 中 真 美
農学研究科	教授	南 條 正 巳
国際文化研究科	教授	市 川 真理子
情報科学研究科	教授	山 本 光 璋
生命科学研究科	教授	村 本 光 二
教育情報学研究部	助教授	熊 井 正 之
金属材料研究所	助教授	米 永 一 郎
加齢医学研究所	助教授	石 岡 千加史
東北アジア研究センター	助教授	寺 山 恭 輔
留学生センター	助教授	福 島 悦 子
学生相談所長		仁 平 義 明
総務部長		三 浦 永 司
(オブザーバー)		
文学研究科	教授	才 田 いずみ

北條

八月廿五日海軍大臣長谷川清の電請

文部省文書第八九號

本身貴學理科大學入學志望者中敢右
 ノ女子出願致居其構圍及ニ其履右ニ試
 験ノ上探料ノ入學セシムル法見込ニ其哉元
 來女子ノ帝國大學ニ入學セシムルコトハ前
 例ノ外之身ニ願ハシムル大ナル事件ニ有之
 大ニ講究ヲ要ス其下被存其ニ付右ニ因
 ニ其意見詳細並知致居其段々照
 會至也

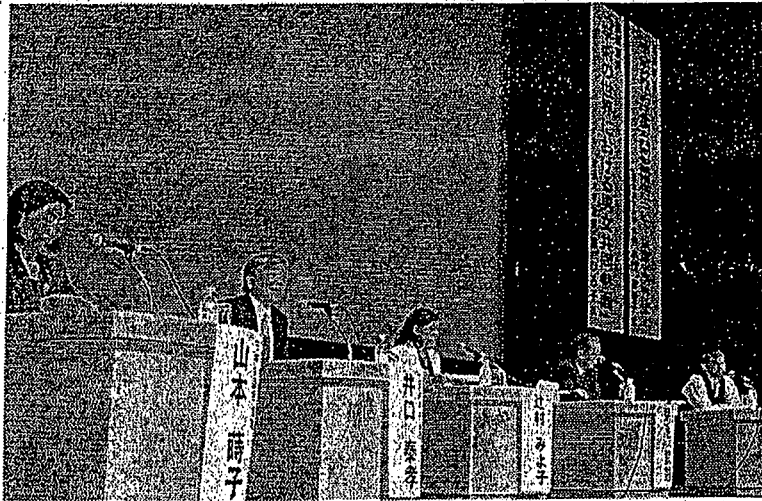
大正二年八月九日

文部省文書以テ爲ス長村清銀次郎

東北帝國大學總長北條時敏殿

女子学生入学に関する文部省の照会文書(東北大学記念資料室所蔵)

東北大が男女共同参画シンポ



男女共同参画の現状などを話したシンポジウム。仙台国際センターで

90年前 国立大初の共学

今、再び先駆けへ

東北大は28日、仙台市青葉区の仙台国際センターで「第一回東北大男女共同参画シンポジウム」を開き、約400人の参加者があった。女性の積極的起用を求める意見が相次ぎ、男性教授から「任免権者にはセンスを持って欲しい」と言った意見も飛び出した。これを受け、阿部博之学長は「(男女共同参画に)全国の大学の先駆けとなるべく率先して進める」などとする宣言を読み上げ、積極的な姿勢を示した。

格差是正を宣言

東北大は、1913年に当時の文部省の反対を押し切り、国立大で初めて女子学生を受け入れた歴史がある。今年3月には、全学的な調査の結果を踏まえ、男女共同参画に関する報告書をまとめた。

この日のパネルディスカッションでは、シエラミー・シモンズ東北大助教授が「現代の社会は男性優遇社会だとの意識を持つべきだ」と問題提起。パネリストの1人が「同じ能力なら女性を採用して欲しい」との希望が女性の間で最も多い調査結果を紹介し、辻村みよ子同大教授は「損をしているからせめて同じスタートラインに立たせて欲しい」ということだと解説した。

また、女性の比率が低い同大工学系の井口泰孝教授は「優秀な女学生が増えているのにその後の人材養成のチャンスを与えていない。産学協同など新しい職場へ積極登用するなど、任免権者にはセンスを持って欲しい」と注文を付けた。

最後に、阿部学長は「具体的な取り組みが開始されたが、なお課題が山積している」として、シンポジウムなど必要な研究・教育を推進するとともに、「男女格差の是正、労働環境の改善などに効果的な措置を講じる」とする「男女共同参画推進のための東北大宣言」を読み上げた。

シンポジウム終了後、同大男女共同参画委員長を務める馬渡尚蔵副学長

は「女性が研究や仕事をしやすい環境には自由な意見が言えるような雰囲気がある。女性の能力を生かせる環境を整える」とは、男女を問わず、社会全体にとってプラスになる」と話した。

辻村みよ子（東北大学大学院法学研究科教授）

1949年7月13日生まれ

専攻：憲法学・ジェンダー法学・比較憲法学

最終学歴：一橋大学大学院法学研究科博士課程（法学博士）

職歴：1978年一橋大学法学部助手（特別研究生）

1980年津田塾大学・東京女子大学非常勤講師

1982年成城大学法学部専任講師

1985年同・助教授

1992年同・教授

1998年度パリ第二大学比較法研究所招聘教授

1999年東北大学法学部教授

2000年東北大学大学院法学研究科教授（現在にいたる）

公職 法務省人権擁護審議会委員（1997年—1999年）、

東京都女性問題協議会専門委員（1998年—2000年）

法務省司法試験考査委員（1999年—現在）

日本学術会議公法学研究連絡委員（2000年—現在）

大学評価・学位授与機構法学系専門委員（2001年—現在）

所属学会：日本公法学会理事、全国憲法研究会運営委員、憲法理論研究会
運営委員、日本法社会学会理事、日仏法学会理事、日本法哲学会員、
国際人権法学会会員、国際女性の地位協会会員など

著書 フランス革命の憲法原理（日本評論社・1989）

権利としての選挙権（劉草書房、1989）

女性の権利の歴史（共著、岩波書店、1992）

人権の普遍性と歴史性（創文社、1992）

憲法判例を読み直す（共著、日本評論社、1994）

女の人権宣言（翻訳書、岩波書店、1995）

ジェンダーと法（共編著、岩波書店、1997）

女性と人権（日本評論社、1997）

憲法（日本評論社、2000）

市民主権の可能性—21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー（有
信堂、2002）

フランスの憲法判例（編集代表、信山社、2002）など